

東地申  
第10号

**「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び  
公休日労働に関する協定」についての申し入れ**

**会社と3点を確認！  
18日13時30分から  
団体交渉を行います！**

**確認事項**

1. 団体交渉開始前に指定した25箇所の4月・5月・6月各月の超勤実績の傾向を書面で示すこと。
2. お互いの意見の食い違い（齟齬）が発生する局面があったことについて反省している。労使双方で調整等について、齟齬の無いように具体的に議論していく。
3. 団体交渉の日程調整のやり方や考え方は、今後変わらないし、変えるつもりはない。また、今まで通り行うこと。

**東京地本は、以下の日程で  
団体交渉を進めていきます！**

**10月18日（水） 13：30から  
10月19日（木） 13：00から**

**東京地本は、職場の負託に応えるために  
毅然とした態度で団体交渉に臨みます！**